

米国エネルギー・ハイインカム・ファンド

愛称: エネハイ

追加型投信／海外／その他資産



商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
追加型	海外	その他資産	債券 (その他債券)	年4回	北米	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

- この目論見書により行う「米国エネルギー・ハイインカム・ファンド」(以下、「当ファンド」または「ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2020年11月20日に関東財務局長に提出しており、2020年11月21日にその届出の効力が生じております。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。
- 本書には投資信託約款の主な内容が含まれていますが、投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されております。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。

■ 委託会社(ファンドの運用の指図を行う者)

リクソー投信株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第415号
 設立年月日: 2007年4月6日 資本金: 498百万円(2021年3月末現在)
 運用する投資信託財産の合計純資産総額: 4,879億円(2021年3月末現在)
 電話番号 03-6777-6900 (受付時間: 営業日の9:00~17:00)
 ホームページアドレス <https://www.lyxor.co.jp>

■ 受託会社(ファンドの財産の保管及び管理を行う者)

三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

「SGI PGS MLP Top 20 Index」(以下、「MLP指数」といいます。)のパフォーマンスにより価格および償還価額が変動する性質を有する米ドル建て債券(以下、「パフォーマンス連動債」といいます。)へ投資を行うことにより、MLP指数の投資成果を獲得することを目的とします。

ファンドの特色



MLP指数の投資成果獲得を目的とするパフォーマンス連動債への投資を通じて、今後も成長が期待されるエネルギー関連のインフラ事業に投資するMLPに実質的な投資を行います。

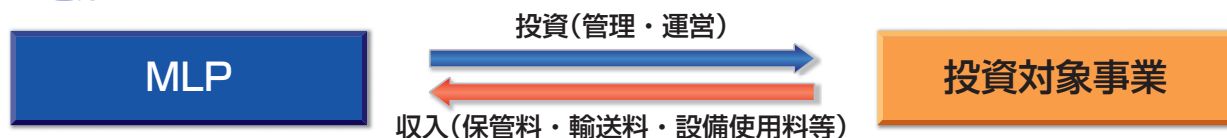
- 当ファンドでは、「ファンドの特色2」に記載の観点から銘柄を選ぶことにより、今後の成長と高い利回りが期待されるMLPへの実質的な投資機会をご提供します。



「SGI PGS MLP Top 20 Index」(「MLP指数」)は配当成長率の勢い(モメンタム)の観点から厳選された上位20銘柄のMLPに均等配分することにより構成される指数です。

- 米国の資産運用会社「パーカー・グローバル・ストラテジーズLLC」(以下、「PGS社」といいます。)とフランス最大級のユニバーサルバンク「ソシエテ・ジェネラル」が共同で開発したルールに基づき、原則として四半期毎に指数の構成銘柄の見直しを行います。

MLPとは



- MLP(マスター・リミテッド・パートナーシップ)は、1980年代に米国で誕生した共同投資事業形態の一つで、その出資持分は米国の金融取引所等に上場して取引されています。
- MLPの多くは、主として天然資源等の採掘、パイプラインや貯蔵施設等のエネルギー関連事業に投資を行い、それらの施設等の利用料等を収益源としています。中でも、パイプライン等の川中事業を行うものが多く存在します。
- 通常、四半期ごとに収入の多くを投資家に分配しています。

出所: PGS社の情報をもとにリクソー投信作成

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

ファンドの目的・特色

ファンドの特色



年4回の決算時に、収益の分配を行います。

- 毎年2月、5月、8月および11月の各20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。



※ 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※ 毎決算時に必ず分配を行うものではなく、分配対象額が少額の場合等には分配を行わない場合があります。



外貨建資産に対しては、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

コデイス・セキュリティーズ・エス・エイにより発行されるパフォーマンス連動債に投資し、原則として高位に組み入れることにより、MLP指数の投資成果を獲得することを目的とします。



投資態度

- パフォーマンス連動債への投資にあたっては、一般社団法人投資信託協会規則(以下、「協会規則」といいます。)に則り、以下の方針に基づいて信用リスクを適正に管理することにより、信用リスクの分散を図ります。
 - パフォーマンス連動債への投資比率は、原則として高位を維持します。
 - パフォーマンス連動債への投資は、協会規則の規定に基づき計算される一の者に係るエクスポージャーが10%を超えないことを条件とします。
- 外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。)に対しては、原則として為替ヘッジを行いません。
- 資金動向、市況動向等によっては暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります、この場合にはファンドの目的が達成されない場合があります。

ファンドの分配方針

- 毎決算時(原則、2月、5月、8月および11月の各20日。休業日の場合は翌営業日)に収益分配を行います。
- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

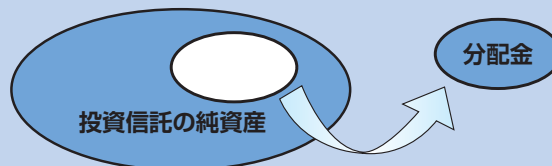
- 外貨建資産への投資割合については制限を設けません。
- 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

追加的記載事項

収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

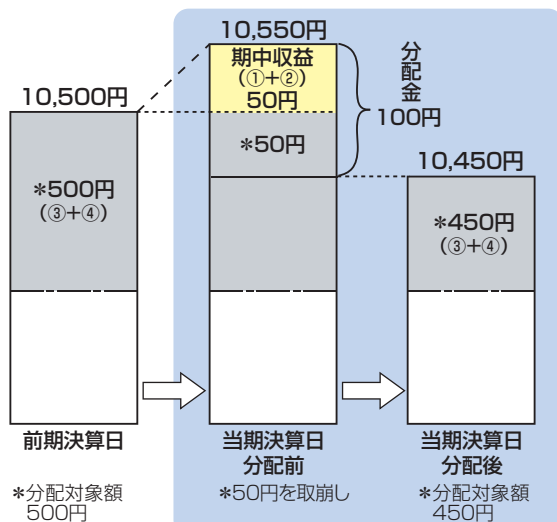
投資信託で分配金が支払われるイメージ



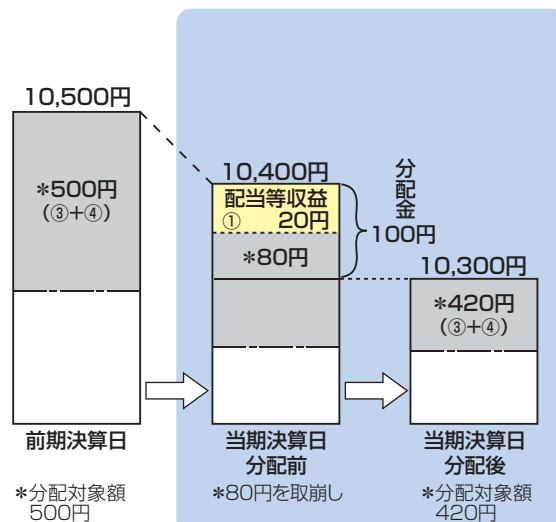
分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(決算期中に発生した収益を超えて支払われる場合)

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)



(前期決算日から基準価額が下落した場合)

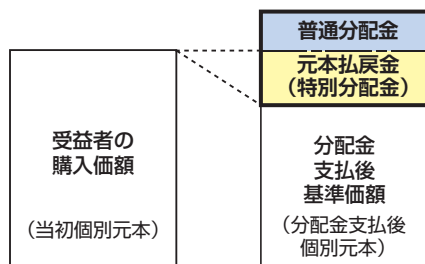


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

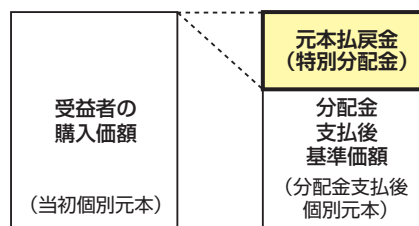
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

投資家(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかさかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払い戻しに相当する場合)



(分配金の全部が元本の一部払い戻しに相当する場合)



普通分配金：個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、**これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。**

したがって、投資者のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因

基準価額の変動要因としては主に以下のリスクがあります。ただし、以下の説明はすべてのリスクをあらわしたものではなく、これらに限定されるものではありません。

■ 価格変動リスク

ファンドが主要投資対象とするパフォーマンス連動債は、MLP指数のパフォーマンスにより価格および償還価額が変動する性質を有しています。また、MLP指数は20銘柄のMLPで構成される指数です。このため、指数を構成するMLPの価格変動はMLP指数の動きに影響を与え、当ファンドの主要投資対象であるパフォーマンス連動債の価格変動要因となります。MLP指数の下落(上昇)はパフォーマンス連動債の価格の下落(上昇)要因となり、結果としてファンドの基準価額の下落(上昇)要因となります。

■ 為替変動リスク

ファンドは組み入れている外貨建資産に対する為替ヘッジは行いません。このため、外貨建資産の表示通貨が対円で下落(上昇)した場合には、ファンドの基準価額の下落(上昇)要因となります。ファンドが主要投資対象とするパフォーマンス連動債は米ドル建てのため、米ドルが対円で下落(上昇)した場合には、ファンドの基準価額の下落(上昇)要因となります。

■ 銘柄集中リスク

ファンドは、特定のパフォーマンス連動債を高位に組入れ、直接的な分散投資は行われません。このため、ファンドの基準価額は、パフォーマンス連動債の価格変動の影響を大きく受けて変動します。また、パフォーマンス連動債の価格は、MLP指数の動きにより変動します。MLP指数は20銘柄のMLPで構成される指数のため、特定のMLPの価格変動の影響を大きく受けて変動する場合があります。結果として、ファンドの基準価額が特定のMLPの価格変動の影響を大きく受けて変動する場合があります。

■ 信用リスク

- ファンドが主要投資対象とするパフォーマンス連動債の発行体であるコデイス・セキュリティーズ・エス・エイ(以下、「コデイス」といいます。)の経営・財務状況、信用状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等の影響により、パフォーマンス連動債の価格が下落した場合や債務不履行が生じた場合には、結果として損失が発生し、ファンドの基準価額が下落する場合があります。
- ファンドにおいて資金の運用をコール・ローンや譲渡性預金等の短期金融商品で運用する場合には、債務不履行が生じる場合があります。結果として損失が発生し、当ファンドの基準価額が下落する場合があります。

■ 流動性リスク

ファンドが主要投資対象とするパフォーマンス連動債は、パフォーマンス連動債の残存期間中における売買に関して、通常は、パフォーマンス連動債の値付け業者等が相手方となり売買を成立させる形式をとることにより流動性の確保が図られています。ただし、市場環境が急変した場合やパフォーマンス連動債に係る大量の売買注文が発生した場合、値付け業者等が値付け業務や売買を制限・延期・中止した場合、パフォーマンス連動債が参照するMLP指数の算出・公表等に遅延・停止が生じた場合等には、パフォーマンス連動債の価格が大きく変動したり売買に支障が生じることがあり、その結果としてファンドが損失を被り、ファンドの基準価額が下落する場合があります。

投資リスク

その他の留意点

■ MLP指数の投資成果への追従について

ファンドは、主要投資対象とするパフォーマンス連動債を高位に組入れ、米ドルベースでMLP指数の投資成果に追従することを目指しますが、ファンドの追加設定や一部解約などへの対応に伴うパフォーマンス連動債の組入比率の変動、信託報酬の支弁や為替変動、MLP指数とパフォーマンス連動債との値動きの連動性の乖離の影響等により、必ずしも、米ドルベースであってもファンドの運用実績がMLP指数の投資成果に追従するものではありません。

■ パフォーマンス連動債への投資に伴う信用リスクの管理について

ファンドが主要投資対象とするパフォーマンス連動債には、担保資産を保有すること等により、協会規則の規定に基づき計算される一の者に係るエクスポージャーが10%を超えないための仕組みを講じており、ファンドは協会規則に則り信用リスクを適正に管理することにより、信用リスクの分散を図っています。

■ クーリング・オフについて

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

■ その他

資金動向、市況動向等によっては、ファンドが目的とする運用が行えない場合や、ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

リスクの管理体制

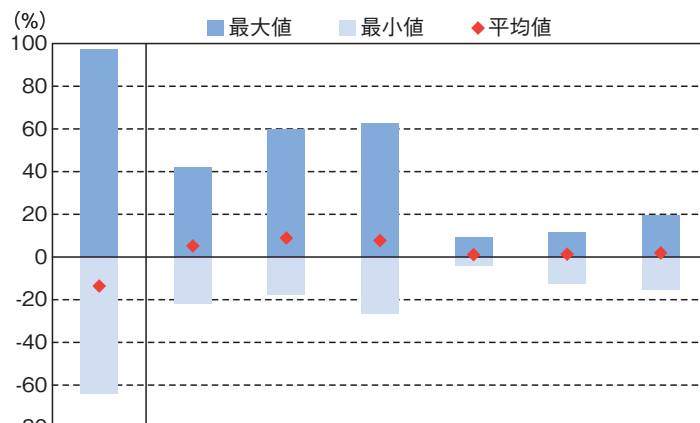
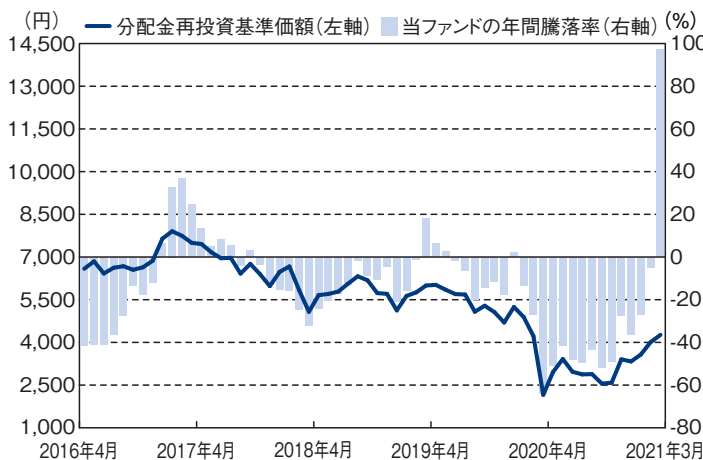
リスク管理およびパフォーマンス分析は、運用・企画部で行われ、結果は運用委員会に報告されます。運用委員会では、その内容について評価・検討が行われます。コンプライアンス本部では、運用ガイドラインに基づく運用状況、および法令等の遵守状況のモニタリングが行われます。モニタリングの結果はコンプライアンス委員会に報告され、内容について検討・確認が行われます。指摘事項については、解決が図られ、その後の運用に反映されるよう取り組まれます。

※リスク管理体制は、2021年3月末現在のものであり、今後、変更される可能性があります。

投資リスク(参考情報)

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移
(期間：2016年4月から2021年3月)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較
(期間：2016年4月から2021年3月)



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	97.4	42.1	59.8	62.7	9.3	11.4	19.3
最小値(%)	-64.0	-22.0	-17.5	-26.3	-4.0	-12.3	-15.0
平均値(%)	-13.6	5.2	8.9	7.7	1.1	1.3	1.9

「当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移」について

- 「年間騰落率」とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- 「分配金再投資基準価額」については2016年4月から2021年3月までの各月末の数値を、「年間騰落率」については2016年4月から2021年3月までの各月末における年間騰落率を表示しています。
- 当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。また、分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

「当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」について

- 当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 2016年4月から2021年3月までの5年間の各月末における年間騰落率の平均・最大・最小を表示しています。
- 当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

各資産クラスの指数について

日本株 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
先進国株 MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債 NOMURA-BPI 国債
先進国債 FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
新興国債 J PモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)
(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、東京証券取引所に帰属します。

MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

J PモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

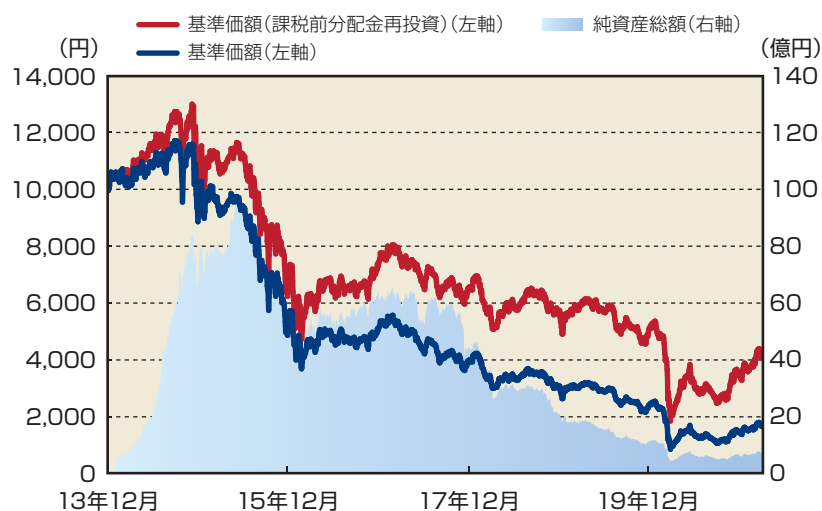
各資産クラスの騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

運用実績 (基準日: 2021年3月31日現在)

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
 ※ファンドの運用状況は委託会社のホームページで確認することができます。

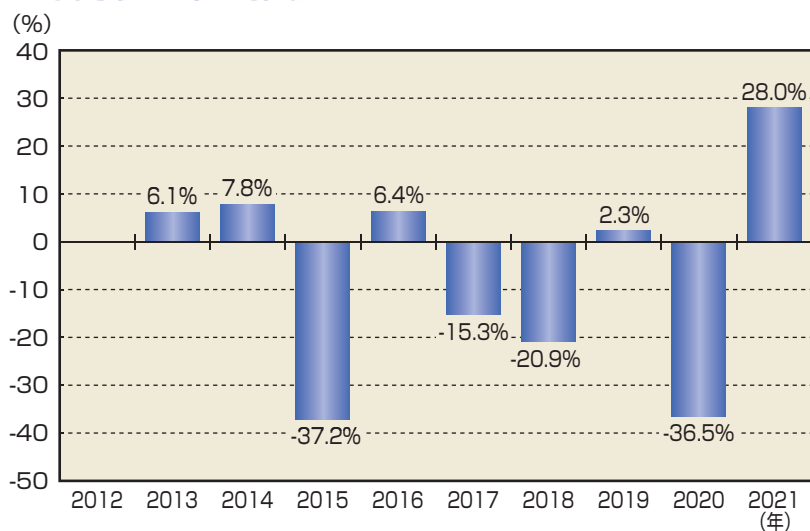
■ 基準価額・純資産の推移

(期間: 2013年12月16日～2021年3月31日)



基準価額は信託報酬控除後です。
 基準価額(課税前分配金再投資)は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したとみなした価額です。

■ 年間収益率の推移 (暦年ベース)



当ファンドにはベンチマークはありません。
 2013年は設定日(2013年12月16日)から年末まで、2021年は3月末までの収益率です。
 年間収益率は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したものと計算しています。

■ 分配の推移

	決算期	分配金
第25期	2020年2月	68円
第26期	2020年5月	62円
第27期	2020年8月	35円
第28期	2020年11月	35円
第29期	2021年2月	37円
設定来累計		4,544円

分配金は1万口あたり、税引き前です。

■ 主要な資産の状況

(2021年3月31日現在)

ポートフォリオの状況

資産の種類	国名	投資比率
社債券	ルクセンブルグ	99.1%
コールローン等および その他の資産(負債控除後)		0.9%
合計(純資産総額)		100.0%

投資比率は純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位銘柄

(投資銘柄数: 1銘柄)

銘柄名	通貨	国名	投資比率
コデイス債	米ドル	ルクセンブルグ	99.1%

投資比率は純資産総額に対する当該資産の時価比率です。
 投資銘柄数は、社債券の銘柄数です。

追加的記載事項

パーカー・グローバル・ストラテジーズ LLC(指数アドバイザー)

パーカー・グローバル・ストラテジーズLLC(「PGS社」)は、MLPを通じた上場米国エネルギーインフラへの直接投資に特化したオルタナティブ投資業務を行っております。また、PGS社はMLPや上場グローバルインフラストラクチャー株式に関する指数を開発しています。

- 会社設立 : 1995年
- 登録 : 投資顧問業(米国コネチカット州)
- 事業目的 : オルタナティブ投資の運用助言等
- 拠 点 : リッチモンド(米国バージニア州)
- 受賞歴 : アクイジション・インターナショナル誌 **ベスト・パフォーミング・ヘッジファンド・オブ・ザ・イヤー、エネルギー部門受賞**(2013年、2014年、2015年)

PGSプレミア・エネルギー・インカム・ファンド:
バークレーヘッジ社による2.5億米ドル以下の資産部門トップ・
パフォーミング・ファンズ・オブ・ファンズ **第1位**(2011年12月)、
第2位(2013年6月)、**第3位**(2014年6月)

PGSエネルギー・オポチュニティーズ・トラスト:
バークレーヘッジ社によるエネルギー部門トップ・パフォーミング・
ヘッジファンド **第4位**(2011年9月)、**第7位**(2013年3月)、
第3位(2014年5月)、**第1位**(2015年7月、8月)、アクイジション・
インターナショナル誌 **ベスト・エネルギーMLPファンド受賞**(2016年)



出所: PGS社

ソシエテ・ジェネラル(指数スポンサー)

ソシエテ・ジェネラルは1864年にナポレオン三世の承認のもと設立されたフランス最大級のユニバーサルバンクです。1945年に国有化された後、フランス共和国法に基づき1987年7月に民営化されました。

- 時 価 総 額 : 145億ユーロ(2020年12月末)
- 3部門を柱とした
ビ ジ ネ ス 展 開 : (i) フランス国内リテールバンキング部門(RBDF)
(ii) 国際リテールバンキング&金融サービス部門(IBFS)
(iii) グローバルバンキング&インベスターソリューションズ部門(GBIS)
- グ ロ ー バ ル ・
ネ ッ ト ワ ー ク : 顧客数約2,900万人、62カ国に約138,000名の社員
(2020年12月末)



パリのソシエテ・ジェネラル本社タワー

出所: ソシエテ・ジェネラル

※MLP指数の算出はS&Pダウ・ジョーンズ・インディシーズの子会社であるS&P Opco, LLCが行います。

手続・手数料等

■ お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額
購 入 代 金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。
購入・換金の 申込受付日と 申込不可日	原則として、お申込み日から起算してファンド営業日が2日間連続（土曜日および日曜日については、これらの日を挟む場合にも連続しているものとみなします。）する場合に、当該日での購入・換金のお申込みを受け付けます。ただし、国内外の祝休日の状況によっては、当該日でのお申込みの受け付けを行わない場合があります。 ※「ファンド営業日」とは、日本の営業日であり、かつ、ニューヨークの銀行およびニューヨーク証券取引所が営業している日をいいます。日本の営業日は単に「営業日」といいます。
申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	2020年11月21日から2021年11月19日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として、1日1件5億円を超える換金はできません。また、別途、換金制限を設ける場合があります。
購入・換金申込 受付の中止及び 取 消	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、パフォーマンス連動債の値付け業務や売買等の制限・中止・延期、MLP指数の算出・公表等の遅延・停止、その他やむを得ない事情があるときには、購入・換金のお申込みの受け付けを制限・中止する場合があります。また、既に受付けた購入・換金のお申込みを取消し（一部取消しを含みます。）する場合があります。
信 託 期 間	2013年12月16日から2023年12月20日まで（約10年）
繰 上 償 還	次の場合等には、繰上償還する場合があります。 ● 投資信託契約締結日（2013年12月16日）から1年を超えた日以降において、投資信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなった場合 ● パフォーマンス連動債が早期償還されることとなった場合 ● MLP指数の算出・公表等が停止した場合 ● 繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき ● やむを得ない事情が発生したとき
決 算 日	原則として、2月、5月、8月および11月の各20日（休業日の場合は翌営業日）
収 益 分 配	年4回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※販売会社との契約により、収益分配金を税引き後、再投資することもできます。
信託金の限度額	200億円
公 告	日刊工業新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	6ヵ月ごと（毎年2月および8月の決算日を基準とします。）および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対し、販売会社を通じて交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

手続・手数料等

■ ファンドの費用・税金

● ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購入時手数料	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額に 3.850%(税抜3.5%) を上限として販売会社がそれぞれ定める料率を乗じて得た額 ※購入時手数料は、購入時の商品および関連する投資環境の説明・情報提供等、ならびに事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。	
信託財産留保額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に 年1.23750%(税抜 年1.1250%) の率を乗じて得た額 ＜信託報酬の支払先の配分および役務の内容＞ 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率	
	委託会社	販売会社
	〔ファンドの運用、受託会社への運用指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等〕	〔購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および各種事務手続き等〕
	年0.41250%(税抜 年0.3750%)	年0.77000%(税抜 年0.7000%)
	受託会社	〔投資信託財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等〕
	年0.05500%(税抜 年0.0500%)	
	※ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上され、毎計算期末または信託終了のときに、投資信託財産中から支払われます。	
その他の費用・手数料	●組入有価証券等の売買に要する費用や外貨建資産に係る保管費用等 ※運用状況等により異なり、あらかじめ見積もることが困難なため、費用毎の金額もしくは上限額、またはこれらの計算方法を記載することはできません。 ●監査費用として、純資産総額に年0.0110%(税抜 年0.01%)の率を乗じて得た額を上限に実費の額 ※監査費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用です。 ●法定書類等の作成に要する費用等として、純資産総額に年0.1100%(税抜 年0.1%)の率を乗じて得た額を上限とする額 ※監査費用および法定書類等の作成に要する費用等に関しては、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上され、毎計算期末または信託終了のときに、投資信託財産中から支払われます。	
	上記は主なその他の費用・手数料であり、これらに限定されるものではありません。その他の費用・手数料の詳細については請求目論見書をご覧ください。 当ファンドでは直接支払うことはありませんが、パフォーマンス連動債の評価額算出にあたっては債券管理費用として0.30%(年率)と3万米ドル(上限、年間)が考慮されます。また、その他の費用が生じる場合もあり、これらの費用は当ファンドの基準価額に影響を与えます。	

投資者の皆様の負担となる手数料(費用等)の合計額については、保有期間等により異なりますので記載することができません。

● 税金

- 税金は、以下の表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税、復興特別所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税、復興特別所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記税率は、2021年3月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。